

知ってほしい！

伝えたい！

# 伊賀市の今



このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流、公共施設の見直しなどの施策について、市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。

## 子育て

市では、家族で子育てを楽しんでもらおうと「ファミリースマイルアップ講座」を実施しています。

これまで、親子ふれあいヨガやアロマの香りでのリフレッシュできる講座のほか、夫婦で子育てを始めるきっかけづくりになる講座を実施しました。

次回は、パパだからこそできる子育て方法を学んでもらう講座を実施します。  
(ごども未来課)

## 移住・交流

伊賀鉄道、JRの協力を得て、市内にある駅構内に「伊賀市移住ポスター」を掲示しました。移住コンシェルジュによるサポート体制や、豊かな自然の中にあるながら、程よく便利な生活ができることなど、伊賀市の強みや魅力をアピールしています。  
(地域づくり推進課)



### 《問い合わせ》

ごども未来課 ☎ 22・9665  
地域づくり推進課 ☎ 22・9680 FAX 22・9694  
FAX 22・9666

◆新成人の皆さんの前途を祝福し、成人式を開催します

## 成人式に出席しよう

【問い合わせ】生涯学習課  
☎ 22-9679 FAX 22-9692



### 【とき】

1月7日(日) 午後2時～  
(受付：午後1時30分～)

### 【ところ】

原則として卒業した学校区の会場へ参加してください。  
卒業生以外の方は、現在の居住地または勤務地の学校区の会場へご出席ください。

- 崇広中学校区：ハイトピア伊賀
- 城東中学校区：前田教育会館
- 緑ヶ丘中学校区：ヒルホテルサンピア伊賀
- 上野南中学校区：ゆめぼりすセンター
- 柘植・霊峰中学校区：ふるさと会館いが
- 阿山中学校区：あやま文化センター
- 島ヶ原中学校区：島ヶ原温泉やぶつちや
- 大山田中学校区：大山田産業振興センター どんぶりホール
- 青山中学校区：青山ホール

### 【対象者】

平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの人  
※11月20日現在、伊賀市に住民登録のある人には

12月上旬に案内状を発送します。当日はこの案内状をご持参ください。

※伊賀市出身の方で、現在、学校や就職などで転出している方も出席できますが、案内状が届きませんので、当日受付で本人（年齢）確認のため健康保険証、運転免許証などを提示してください。



※写真は昨年度の成人式の様子です。



お知らせ拡大版

**お知らせ** お詫びと訂正

広報いが市 11月1日号6ページに掲載した「伊賀市の予算執行状況を報告しますー平成29年度上半期の財政状況ー」の市債・企業債残高に誤りがありました。

お詫びして訂正します。

特別会計	160 億円
公営企業会計	160 億円

特別会計	0 億円*
公営企業会計	320 億円

\*約3千万円ですが、億円単位としているため、切り捨てて0億円となります。

**【問い合わせ】**

財政課  
☎ 22-9608 FAX 22-9694

お知らせ

催し

**催し** いがまち人権パネル展

**【とき】**

12月5日(火)～21日(休)  
午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。

※12日(火)は午後7時30分まで延長して開館します。

**【ところ】** いがまち人権センター

**【内容】**

「部落差別解消推進法の経緯と意義」

**【問い合わせ】**

いがまち人権センター  
☎ 45-4482 FAX 45-9130

募集

まちかど通信

**催し** 認知症カフェ

**「いが オレンジカフェ」**



認知症を理解するために誰もが集える場所です。

ゆっくりした時間をスタッフと一緒に過ごしませんか。

**【とき】** 12月12日(火)

午前10時～正午

**【ところ】**

伊賀シルバーケア豊壽園 (伊賀市久米町872番地の1)

**【参加費】** 100円

**【問い合わせ】**

地域包括支援センター  
☎ 26-1521 FAX 24-7511

コラム

図書・救急など

**お知らせ** 「未来につなぐ

**相続登記」をしましょう**

5月29日から「法定相続情報証明制度」が開始されました。この制度は法務局が戸籍などの書類を基に法定相続人が誰であるのかを確認し、戸籍謄本などに代わる公的証明書を無料で発行するものです。

相続登記はもちろんのこと、金融機関における預貯金の払戻しなど、さまざまな相続手続きに利用できます。

不動産を相続した後、長期間相続登記をせずに放置すると、次のような問題が発生する可能性があります。

○次の相続が発生したとき相続人の確定が難しくなる

○相続登記の手続費用が高額になる

○不動産の売却やローンの手続きがすぐにできない

○不動産が適正に管理されず、荒地や空き家などが増え、環境が悪化する  
「相続登記」、「法定相続情報証明制度」について詳しくは、法務局ホームページ (<http://houmukyoku.moj.go.jp/>) をご覧ください。

**【問い合わせ】**

津地方法務局伊賀支局  
☎ 21-0804

**【担当課】** 課税課

**お知らせ** 訪問販売・点検にご注意を

～住宅用火災警報器・消火器の悪質な訪問販売・点検にご注意ください～

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、訪問販売などの悪質な業者によるトラブルが発生しています。

その手口は、個人宅を訪問して住宅用火災警報器の販売や消火器の点検、薬剤の詰め替えを行い、高額な料金を請求するなどがあります。

被害を防ぐため、不要な訪問販売に対しては、き然とした態度ではっきりと断りましょう。

※消防署では実際に個人宅を訪問し住宅用火災警報器・消火器のあっせんや販売、廃棄処分は行っていません。また、特定業者に販売の依頼をすることもありません。

**【問い合わせ】**

消防本部予防課  
☎ 24-9105 FAX 24-9111

**お知らせ** 明るい選挙推進強調月間

12月は、有権者に対して「明るくきれいな選挙(三ない運動)」を推進する、「明るい選挙推進強調月間」です。

「三ない」とは、政治家の寄附について「贈らない、求めない、受け取らない」ということであり、公職選挙法の寄附禁止の規定による寄附行為をしないようにしようという運動です。

**◆寄附行為とは次のことなどで**

- 町内会の集いや旅行、地域の行事などの催し物へ寸志や飲食物の差し入れをする
- 入学、卒業、就職、出産などのお祝いに金品を贈る
- 花輪や供花を贈る

公職選挙法では、政治家は冠婚葬祭などの日常のつきあいとしての一般的な寄附であっても行うことができません。

政治に携わる人はもちろんのこと、有権者1人ひとりが認識を深め、自覚することが必要です。

「贈らない、求めない、受け取らない」をモットーに、公正かつ適正な選挙に心がけましょう。

**【問い合わせ】**

伊賀市明るい選挙推進協議会(選挙管理委員会内)  
☎ 22-9601 FAX 24-2440

伊賀の「いいね!」がいっぱい  
**facebook**

伊賀市 公式  
フェイスブックページ

2次元コード ▶

**今月の納税**

●納期限 12月25日(月)

**納期限内に納めましょう**

固定資産税(3期)  
国民健康保険税(6期)

※納税は便利な口座振替で

**【問い合わせ】**  
収税課 ☎ 22-9612